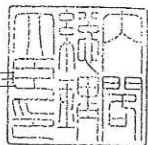


写

公益財団法人交通遺児育英会  
代表者 清水 司 殿

府益担第 660 号  
平成 28 年 6 月 28 日

内閣総理大臣  
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成 28 年 6 月 28 日 から 平成 33 年 6 月 27 日 まで



286-0025  
千葉県成田市東町622-6

米屋株式会社 観光営業部 様

拝 啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
さてこのたび、交通遺児援護のためにご寄付をいただき厚く御礼を申しあげます。交通遺児の奨学資金として、有効に使わせていただきますので、今後も暖かいご理解とご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

敬 具  
公益財団法人 交通遺児育英会  
会 長 清 水 司

平成29年08月10日  
第 170337 号

領 収 書  
米屋株式会社 観光営業部 様

11,489円

上記の金額を、交通遺児に対する奨学資金として領収いたしました。

公益財団法人 交通遺児育英会  
会 長 清 水 司



〔公益財団法人 交通遺児育英会への寄付金には、特定公益増進法人への寄付として、税制上の優遇措置があります。〕

もし今後ご協力いただける機会がありますときには、右の振込用紙（振込料当会負担）をご利用下さい。